鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和5年9月7日	(木曜日)	
開会	午前9時58分	閉会	午後 0 時 22 分
場	市役所本庁舎 7 階	第1委員会室	
出席委員	委 員 長 星	星見 健蔵	
(7名)	- '	医木 裕一 坂根 政代 谷 岩永 安子 西村紳一郎 寺	
欠 席 委 員	秋山副委員長		
委員外議員	なし		
事務局職員	局 次 長 植	哲田 光一 局長補	佐 毛利 元
出席説明員	地域福祉課課長補佐 地域福祉課請導監查室長離性 杉 長寿社会課課長補佐 増 時 がい福祉課長 生活福祉課長 大長兼保険年金課長 次長兼保険年金課長 保険年金課医療適正化維達表 光 【健康こども部長 本部】 健康こども未来課課長補佐 かり見保育課課長補佐 なり見保育課課長補佐 たども発達技能センター所長離 片 保健所副所長兼保健総務課長 イ だい	版増 祐子 次長兼地域福祉課 地域福祉課指導監査室 次長兼長寿社会課課 増田 和人	最
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

◆星見健蔵委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開きます。まず、最初に欠席委員について報告いたします。秋山智博副委員長から病気療養のため、本定例会中の委員会を欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。今回、市立病院の議案がないため、福祉部、健康こども部の議案説明を行いたいと思います。

【福祉部】

- ◆星見健蔵委員長 それでは福祉部の議案説明に入ります前に、藏増福祉部長より御挨拶をいた だきたいと思います。蔵増部長。
- ○藏増祐子福祉部長 はい。福祉部の藏増でございます。今日はよろしくお願いいたします。今定例会に提出させていただいております福祉部に係る案件につきましては議案が4件、報告が3件でございます。議案第107号は令和5年度鳥取市一般会計補正予算で、このうち福祉部の主な内容といたしましては、低所得世帯に対する物価高騰支援給付金事業として2,263万円、介護関連施設の整備等の経費といたしまして1億2,994万9,000円、小児医療費無償化に向けての準備経費として524万3,000円、これら総額2億4,950万5,000円の増額補正予算を計上させていただいております。また、債務負担行為といたしまして社会福祉施設の改修事業費と湯谷荘など3つの施設の指定管理者に委託する管理運営費についても提案をさせていただいております。

議案第 108 号国民健康保険費特別会計補正予算は、国保の産前産後の保険料減免に対応するためのシステム改修経費など、総額 613 万 8,000 円の増額補正予算を計上させていただいております。議案第 109 号介護保険費特別会計補正予算は、令和 4 年度の介護保険給付費の事業費確定に伴います補正予算など、総額 10 億 9,797 万円の増額補正予算を計上させていただいております。次に条例案件でございますが、議案第 118 号は鳥取市特別医療費助成条例を一部改正するものでございます。

また、その他の報告といたしまして3件報告をさせていただきます。詳細につきましては担 当課長から説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)のうち所管に属する部分(説明)

- ◆星見健蔵委員長 はい、ありがとうございました。それでは議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分について、執行部、説明をお願いします。
- ◆星見健蔵委員長 山内次長。
- 〇山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内でございます。そうしますと議案第 107 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算、所管に属する部分ということで説明をさせていただきます。説明に用います資料は事業別概要と本委員会用に作成しております資料1、この 2 つを用いて御説明をさせていただきます。御準備のほうよろしくお願いいたします。すみません。

事業別概要ページのほうは25ページ上段、地域共生社会推進事業費でございますが、これにつきましては先ほどの資料1の9ページ、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。地域共生社会推進事業費でございます。この事業の経過及び背景につきましては、少子高齢化、小世帯化といった家族形態を取り巻く環境の変化に伴い、地域におけるコミュニティー意識の希薄化、いわゆる自治会加入者率の低下等がございます。また、地域活動の担い手不足、役員の高齢化等、地域で支え合う力が徐々に弱まりつつあります。

さらに複合的な福祉課題を抱えた世帯、8050 問題であったり、ダブルケア、ヤングケアラー、そういったような課題を抱えた世帯、制度のはざまにあって既存の福祉サービス等受けられない世帯、ごみ屋敷のことであったりひきこもり、こういった制度のはざまの問題、また、そういった生活課題が潜在化し深刻化している。御自身に困り感がないとか、助けてと言えない、そういったような状況も見受けられます。そうした課題を解決するためのサービスの受け手と支え手という関係を超えて、誰もが住み慣れた地域で自分の能力を発揮しながら自分らしく暮らせる地域共生社会の実現、これが求められているという背景がございます。

はぐっていただきまして10ページになります。事業の目的及び内容でございます。先ほど申しました地域における課題解決や新たな社会資源、これは人材であるとか、組織、情報、拠点、こういったものを総称して社会資源といっておりますが、そういったものをつくり出すための総合調整を行う鳥取市地域共生社会推進会議、これを設置したいと考えております。ここの会議では地域包括ケアシステムの全市的な推進を図るということで、社会的孤立の広がりを背景として、先ほど申しました複雑化、深刻化、潜在化する様々な生活課題を抱え、支援を必要とする方々の早期発見に努め、発見を支援につなげていくといった地域での取組を全市的に進めていきたいというふうに考えております。

また、あらゆる関係機関による分野を超えた密接な連携でございます。関係機関が分野を超えて密接に連携し地域の現状や課題の把握に努め、政策の検討や総合的な調整を行っていきたいというふうに考えております。あらゆる関係機関が連携をしてということですので、まずは役所の縦割り、こういったものを解消して連携して取組を行いたいというふうに考えております。こういったことを行うための所掌事務としては次に掲げているとおりでございます。

委員構成としては庁内関係委員として副市長を副委員長に据え、各部の部長が構成員となるように考えております。また、庁外関係機関につきましてはここに記載のとおり、関係団体のほうから代表の方に加わっていただいて議論をしていきたいというふうに考えております。要求しております予算額につきましては、この推進会議の開催経費、主に外部委員の報償費、あと、推進研修会を開催する経費として、合わせて54万4,000円を新規事業として要求をさせていただいております。

続きまして、すみません。今度は事業別概要のほうに戻っていただきまして、26ページの上段になります。地域福祉相談センター事業費でございます。このたび計上しております 29万4,000円は、この地域福祉相談センター事業費は重層的支援体制整備事業交付金の対象となる事業でございまして、令和4年度の事業の実績に伴いまして受入れ済みであった交付金の額が超過してしまいましたので、受入れ済み額が多かったものですから、超過した分をこのたび返

還するものでございます。交付金の受入れ済み額が 156 万円に対して実績額が 126 万 6,000 円 ということで、29 万 4,000 円を返還するということでございます。

続きまして同じページの下段になります。低所得世帯に対する物価高騰支援給付金給付事業費(コロナ克服・新時代開拓臨時交付金)でございます。この事業は4月の臨時議会で可決していただき今事業に取り組んでいるところでございます。まずは令和4年度の住民税の確定しておる者に対して、先行して対象者に振込を5月31日に行いました。それ以降、順次毎週木曜日振込日として支給を行っております。このたび、6月に令和5年度の住民税が確定したことに伴いまして、再度世帯の判定をし直しましたところ既決の予算額に不足が生じるという見込みでしたので、このたび補正計上させていただいております。

支給対象の世帯としては、住民税非課税世帯 2 万 2,000 世帯と見込んでおったものが 2 万 2,555 世帯、555 世帯の増、住民税均等割のみの課税世帯 4,070 世帯と見込んでおったものが 4,764 世帯、694 世帯の増、あと家計急変世帯は既決では見込んでおりませんでしたが、22 世帯見込みました。あと、住民税均等割のみ課税世帯内の 18 歳以下の子どもの数ということで 980 人を見込んでおりましたが 670 人の見込みということで、ここは 310 人の減、トータル差引きしますと 2,263 万円不足が生じるということでこのたび計上させていただいております。財源といたしましては、コロナ克服の新時代開拓臨時交付金を 2,127 万 2,000 円充てる予定でございます。地域福祉課については以上でございます。

- ◆星見健蔵委員長 山根課長補佐。
- 〇山内 健次長兼地域福祉課長 山形室長。
- ◆星見健蔵委員長 山形室長。失礼しました。
- ○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。失礼します。山形指導監査室室長であります。指導監査室では見ていただく資料といたしまして事業別概要書の25ページの下段、それから補正予算資料につきましては、歳入につきましては3ページ、それから歳出につきましては6ページを見ていただけたらと思います。福祉事業所指導監督事業費の補正について御説明します。今回、国の動向によりまして、介護保険サービスに係る電子申請届出システムが国によりまして構築されることになりました。これにつきましては各事業所がこの電子申請システムによりまして連携をするというふうなことになっております。これは厚生労働省から事業所等の介護分野の文書負担軽減に向けて行われるものでございまして、各市町におきましても、介護保険指定事業者管理システムと連携させることが現在求められているところでございます。

また、この改修による効果といたしまして、介護サービス事業所が国の電子届出申請システムに提出された処理データをこのシステムと連携することによりまして、市で行っておりました指定ですとか、その届出でございますが直接入力作業を一部簡素化することができることでございます。これで事務の効率化及び事業所の事務負担を軽減させる効果が見込まれるということでございます。事業の内容は、国の電子申請システムと介護保険指定事業者等管理システムと連携させるためのシステム改修費が165万円でございます。財源につきましては、国からの国庫補助金、介護事業費補助金が82万5,000円で2分の1、残りの2分の1につきましては市の一般財源を充てることとしております。以上です。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。長寿社会課橋本です。長寿社会課所管の分の説明をさせていただきます。事業別概要書の27ページの上段からになります。地域介護・福祉空間整備等補助金でございます。内容としましては2件ございます。このたび国のほうから補助の内示がございましたので予算計上させていただいております。まず1点は認知症グループホーム等防災改修等支援事業でございます。対象となりますのはグループホームわかばの家青谷でございます。老朽化に伴います雨漏り、施設内外の腐食による漏電が危惧されているため、屋根、外壁の改修を行うもの、それからさびとか腐食が進行した厨房の改修によりまして衛生安全の確保を図るという事業でございます。こちらのほう国の補助基準上限額773万円、補助率10分の10を予算化するものでございます。

もう1点でございます。高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業でございます。こちらのほうは特別養護老人ホームなりすなでございます。これも青谷にございます施設でございます。安定的事業運営のために非常用自家発電設備を整備するという内容でございます。国の補助基準額対象経費の2分の1、それから市のほうが4分の1補助ということになりまして、国のほうが2,587万2,000円、市のほうが1,293万6,000円、合計しまして3,880万8,000円を補助するものでございます。2件合わせまして4,653万8,000円を補助する事業になります。財源につきましては、国のほうが3,360万2,000円、地方債1,290万円、一般財源3万6,000円となっております。

続きまして同じく事業別概要書 27 ページの下段でございます。地域医療介護総合確保補助金でございます。8,341 万1,000 円の補正とさせていただきます。まずは今回の補正で追加になる案件でございます。認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症のグループホームの整備に係るものでございます。施設整備に係る補助を3,660 万円、それから開設準備経費といたしまして1,645 万2,000 円、合計しまして5,305 万2,000 円の補助を行うものでございます。対象となりますのは、株式会社ビジュアルビジョンで福部地域に2 ユニット、定員 18 人の施設の新設に対する補助になります。それから本県の地域医療介護総合確保補助金の本年度当初予算及び6 月補正で計上させていただきました補助の単価のほうが国県のほうで改正になりましたので、それぞれの補助額のアップがございます。合計しましてそちらが3,035 万9,000 円ということになります。 2 件合わせまして8,341 万1,000 円の補正を計上させていただいたとこでございます。

続きましてめくりまして 28 ページの上段でございます。高齢者居住環境整備助成費でございます。こちらは経済的に住宅改修が困難な世帯が居室、浴室、トイレなどを改修いたしまして安心、安全に暮らせていただけるというものでございます。対象者は住民税非課税同一世帯、世帯全員が非課税のものということになります。こちらが、当初予算が 5 件 155 万円で計上しておりましたところ7月末までの実績で既に 4 件 135 万 7,000 円の執行となっております。年間見込みの補正をさせていただきまして、年間見込みを 6 件 222 万 3,000 円というふうに見込ませていただきまして、差額の 67 万 3,000 円を補正計上させていただくものでございます。財源としましては鳥取県の市町村創生交付金が 20%当たりますので 12 万 9,000 円、残り 54 万

4,000円を一般財源というふうにさせていただいております。

続きまして同じく 28ページ下段、包括支援センター運営事業費でございます。こちらのほうはお配りしております資料1の予算説明資料の 11ページで説明をさせていただきます。資料11ページでございます。鳥取市湖東地域包括支援センターの運営業務委託についてということでございます。昨年度も公募を実施いたしましたが、事業者の応募がございませんでした。本年度も8月に公募を行った結果、このたびは応募がございました。それで、審査の結果、受託法人が決定いたしまして 10月1日から委託開始というふうに進んでおりますので報告をさせていただきます。鳥取市の地域包括支援センターにつきましては中央包括支援センター、本庁にありますものが基幹型、それから地域密着型として10圏域に分けまして10個の包括支援センターで運営しております。この湖東地域のみ委託が完了しておりませんで、直営で運営をしていたところでございます。このたび委託の法人が決まりましたので、それに関連する予算を計上させていただいております。

資料2番下段のほうになります。経過について再度、報告させていただきます。昨年度、令和4年4月よりこやま地域包括支援センターを湖東地域包括支援センターに改称いたしまして、中央包括支援センターのサブセンターということで、直営で運営をしておったところでございます。昨年8月も公募実施しましたが、応募事業者がございませんでした。今年度も引き続き公募したところ1法人応募がございました。審査の結果、受託事業者として決定をさせていただいたところでございます。当初は来年の4月よりの委託開始というふうに考えて公募をしたところでございますけども、現在、直営で運営している湖東のほうに出向しておられる別法人の職員さんの引継ぎとかがございまして、ほぼメンバーが変わらないということがございましたので、10月からでも運営ができるというようなお話をいただきましたので、10月1日より委託開始ということの流れになりまして、このたび9月の補正予算で計上させていただいたところでございます。

めくりまして資料 12 ページになります。下段のほうです。4番地域包括支援センター一覧がございます。網かけになっているのがこのたびの湖東地域でございます。法人につきましては社会福祉法人こうほうえんさん、それで、場所につきましては現在も直営でやっております湖山西の学習・交流センターの2階、場所もそのままで運営を開始する予定となっております。関連する予算につきましては、中央包括支援センター所長の藤木のほうから説明をさせていただきます。

◆星見健蔵委員長 藤木所長。

○藤木尚子鳥取市中央包括支援センター所長 はい。失礼します。中央包括支援センターの藤木と申します。事業別概要の28ページの下段の中から説明をさせていただきたいと思います。10月1日からの委託業務移行をスムーズに行うために増額の予算として運営の委託費、それから開設に当たりまして直営だったものが委託ということになりますので、様々な事務物品等の購入なども含め、予算の計上をさせていただいております。1,814万5,000円になります。それで、減額する予算のほうといたしましては、これまで介護予防支援に係る委託分のプラン作成というものがありましたけれども、そちらのほうが減額ということで92万2,000円、それから

職員の出向負担金が減額になりますので、そちらにつきましても 1,224 万 9,000 円ということで合計 497 万 4,000 円ということで計上をさせていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。引き続き長寿社会課分になります。事業別概要書の29ページ上段でございます。過年度分国県支出金等返還金でございます。これも内容2件ございます。まずは介護保険事業費補助金の返還金でございます。内容としましては、コロナ禍における介護予防推進事業費の返還金で344万4,000円でございます。資料がちょっと間違っておりました。344万3,000円と書いていますが、344万4,000円に訂正をお願いいたします。事業内容ですけども、コロナ禍においてフレイル状態が進行していると考えられる高齢者のうち、要介護認定率が大幅に上昇する可能性のある後期高齢者を対象に介護予防及び社会参加の必要性を啓発するとともに、対象者の身体状況等を把握するためのアンケート調査を行う事業でございます。こちらのほうで事業費確定によりまして344万4,000円の返還ということになります。

もう1点でございます。重層的支援体制整備事業交付金の返還になります。2,464 万円でございます。令和4年度の事業費確定に伴います返還金となります。内容としましては、地域包括支援センターの運営費、生活支援体制整備事業費についての事業費確定に伴う返還ということになります。国庫分が1,642 万7,000 円、それから県の分が821 万3,000 円、合わせまして2,464 万円の返還というふうになります。2 件合わせまして2,808 万4,000 円の補正計上とさせていただいております。

引き続きまして事業別概要 29 ページの下段でございます。介護保険費特別会計へ繰出でございます。こちらも内容は 2 件ございます。まずは令和 4 年度の事業費確定に伴う返還金でございます。こちらが 797 万 3,000 円となります。それからもう 1 件は地域支援事業の繰出金、こちらのほうが減額 \triangle 127 万 1,000 円となります。こちらは先ほど説明いたしました地域包括支援センターの委託の影響に伴う減額分となります。合わせまして 670 万 2,000 円の補正計上となります。

続きまして債務負担行為についての説明をさせていただきます。本日お配りの資料1、先ほどの続きになります13ページからになります。まず、13ページ、社会福祉施設改修事業費でございます。債務負担限度額が4,730万円、期間は令和5年度~6年度ということになっております。事業の内容です。介護老人保健施設やすらぎ、市立病院の隣にある施設でございます。そちらのエレベーターの更新となります。平成4年5月に開設ですけども、建設以来約30年経過をいたしました。エレベーターのメーカーの部品供給が終了するということで、故障時に修理ができないというような状況になりますので、エレベーターの更新を行うものでございます。今後ですけども、本定例会で議決を得た後、契約いたしまして11月から着工予定、完成は再来年になります令和7年の2月完了予定ということになっております。

続きまして同じく 14ページです。指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市湯谷 荘の管理運営費でございます。 限度額が 1,075 万 6,000 円、期間は令和 6 年度となっておりま す。鳥取市湯谷荘につきましては、現在平成 31 年~令和 5 年度までの 5 年間の指定管理という ことで株式会社風土資産研究会のほうに指定管理を委託しておるところでございます。このたびは更新になるんですけども、そもそもこの湯谷荘につきましては社会福祉施設の取扱いとなっておりまして、利用者がほぼ地元の方々のみになっております。コロナ禍もあったんですけども、年々人口減少に伴いまして利用者数も減少しているというような状況がございます。施設の有効利用等利用者の増をどう図るかというふうに検討いたしまして、現在の指定管理事業者の自主事業としましても、ロケーションもいいものなので駐車場も広いですので、例えばということでバーベキューをしたりだとか、移動式サウナであったりだとか、そういうことでちょっと集客ができるかどうかという実証実験的なことも含めまして、来年度1年間指名指定ということで指定管理を行っていきたいというふうな内容になってございます。

限度額 1,075 万 6,000 円、現行の指定管理料 663 万 5,000 円に比べまして約 400 万円程度上がっておりますけども、これはそもそもの利用者の利用料の積算を現状に近く見直したところと、光熱水費の高騰分を積算したところ増額となったということでございます。

最後になります。15ページになります。指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市高齢者福祉施設の管理運営費でございます。施設は鳥取市のなごみ苑となります。なごみ苑につきましては専門的な業務でありますし、ノウハウの蓄積人材、職員の頻繁な交代が適当でないという理由で指定管理者は指名指定ということで、社会福祉法人鳥取福祉会とさせていただいております。このたび令和6年度~10年度の5年間につきましても同様に鳥取福祉会指名指定ということで向かっていきたいというふうに考えております。限度額につきましては、こちらは国の通知を踏まえて定める老人保護措置費及び民間施設給与等改善費並びに施設管理費ということになってございます。国のほうの措置費の関係の上下がございますので、こういう書き方になってございます。概算でございますけども、現在の指定管理期間における令和4年度、5年度の実績とか予算を勘案しますと、大体、約年間1億5,300万円程度というふうになってございます。この先ほどの湯谷荘もですけども、指定管理の件でございますけども、9月議会で議決を得た後のスケジュールとしましては、指名を実施させていただきまして、指定管理者選考委員会による選考、12月議会の指定管理者指定議決、12月後の指定管理者の指定及び告示、3月中に基本協定書の締結に基づきまして令和6年4月1日より管理委託開始というふうなスケジュールになってございます。長寿社会課からは以上です。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。続きまして障がい福祉課の所管事業につきまして説明を申し上げたいと思います。事業別概要に戻っていただきまして、30ページの下段の事業から4つの事業について説明申し上げたいと思いますが、これら4つの事業につきましてはいずれも県との協調事業ということになっております。では、最初に30ページ下段、難聴児補聴器購入助成事業費でございます。補正予算としましては16万円をお願いするものでございます。この事業は身体障害者手帳をお持ちの聴覚障がいの方の補聴器の購入につきましては、補装具費ということで費用の助成を行っているところでございますが、手帳の対象とならない中軽度の難聴児が補聴器を必要とする場合に補聴器の購入に要する費用の一部を助成しようとするものでございます。具体的な対象者は事業別概要の対象者に記載のと

おりでございます。このたびは補助対象となる補聴器の種類を追加、具体的には軟骨伝導式などの特殊なタイプになりますが、そういったことをするとともに補聴器用乾燥機を新たに補助対象にする要綱改正を行なうこととしておりまして、補正予算としましては需要が見込まれる補聴器用乾燥機 16 人分相当を計上してございます。負担割合といたしましては、利用者に3分の1を負担いただきまして、残り3分の2を市で助成する形となります。この市で助成した額の2分の1を県が負担する形となります。

続きまして 31 ページ上段でございます。重症心身障がい児者等日中支援事業費でございます。 補正予算としましては 819 万 2,000 円をお願いするものでございます。 重症心身障がい児者といいますのは、手足の麻痺などによりまして生活全般に支援が必要で、重度の知的障がいのある者を言いますが、こうした重症心身障がい児者等を支える事業所や支援者は少なく、在宅生活での保護者の精神的、身体的負担が大きくなっており、受け皿となる事業所を増やしたり、持続的な運営を支援することが必要となってございます。 本事業はそうした背景から重症心身障がい児者等の受入れを行なう事業所に補助することによりまして、重症心身障がい児者等が地域で生活しやすくなるように、日中活動の場における支援の充実を図ろうとするものでございます。

今回の補正予算におきましては、新たに本事業を実施しようとする生活介護の1事業所分を追加いたしますとともに、医療的ケアを要する重度障がい者の支援を強化するため、重度障がい者に医療的ケアを提供する生活介護事業所に係る補助基準単価、事業別概要に書いてございます補助基準単価のところの一番下のほうで、右のほうに追加と書いてございますものですけども、こういったものを新たに設定いたしまして、補助金額を増額しようとするものでございます。補助率はこの基準額の10分の10、この事業も県との協調事業で財源は県費2分の1となってございます。

続きましてその下です。在宅重度障がい児者等支援体制強化事業費でございます。これは新 規事業になります。補正予算といたしましては 480 万円をお願いするものでございます。医療 的ケアを要する重度障がい児者や強度行動障がい者、強度行動障がい者といいますのは、食べ られないものを口に入れたり、他人をたたいたり、物を壊すとか、そういった行動が頻繁に起 こり、特別に配慮された支援が必要な方を言いますが、こういった支援することにつきまして、 特に訪問系のサービスでは現行の報酬の算定基準の中に特化した加算がないなど、事業者の負 担が大きいというのが現状になってございます。この事業では在宅で生活する医療的ケアを要 する重度障がい者や、強度行動障がい者に対し、居宅介護等の訪問支援を行う事業者の負担軽 減を図ることによりまして、在宅における支援体制を強化しようとするものでございます。

具体的には障がい福祉サービス事業者が医療的ケアを要する重度障がい者や強度行動障がい者に対し居宅介護、重度訪問介護などの訪問系の在宅サービスを提供する場合に利用者 1 人当たり月 7 万 5,000 円、これは上限でございますが、こういった報酬の上乗せや遠隔地のお宅に支援に行く場合の交通費の補助を行うなど通常の報酬に加えて、これは鳥取県独自に設定したものになりますが、こういった加算を行おうとするものでございます。補助率は基準額の 10 分の 10 で、この事業も県との協調事業で財源は県費 2 分の 1 となってございます。

続きまして 32 ページ上段でございます。こちらも新規事業になります。強度行動障がい者サービス体験利用等促進事業費でございます。補正予算の額としては 11 万円をお願いするものでございます。 先ほどの事業でもお話しました強度行動障がい者でございますが、これにつきましては実際のサービス利用開始までに長い時間をかけて環境への適応を行うことが必要な状況です。

このならしの部分につきましては、事業者が障がい福祉サービス費を算定できない中で支援を実施することも多々ありまして、事業者の負担が大きくなってございました。そうしたことからこの事業は強度行動障がい者の新規の障がい福祉サービスの利用に際し、実際のサービス利用開始までに適応できる環境を整えることによりまして、円滑な地域生活を送ることができる支援体制の整理を行おうとするものでございます。具体的には障がい福祉サービスの利用を希望する強度行動障がい者に支援を提供する場合に障がい福祉サービス事業者に対し日中2時間であれば4,000円、宿泊を伴う場合は1泊7,000円などの基準額の範囲内で体験支援を行う経費を補助するものとなります。補助率は基準額の10分の10で、この事業も県との協調事業で県費2分の1を見込んでおります。

続きまして本日お配りの委員会資料1の16ページ、債務負担行為について障がい福祉課所管分について説明申し上げたいと思います。16ページ、よろしいでしょうか、指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市障がい者福祉センターの管理運営費でございます。限度額は2億5,327万5,000円で、令和6年度~10年度までの5年間となってございます。鳥取市障がい者福祉センター、これはさわやか会館でございますが、これにつきましては、現在は福祉事業の専門性とか、継続性等の観点から鳥取市社会福祉協議会を指定管理者として指名指定して管理運営を行っているところでございます。これが令和5年度で指定期間が満了となります。本件債務負担行為に係る内容につきまいては、指定管理者を指名指定しまして、さわやか会館の管理運営を令和6年度から5年間委託しようとするものでございます。指定管理者を行う業務の範囲は従来と変更はいたしません。

限度額につきましてはこれまでの指定管理料から光熱水費等の増加分を見込みまして年額5,065万5,000円の5年間分で2億5,327万5,000円を算定しております。今後の取組としまして、9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールにつきましては、先ほどの長寿社会課の説明と同様でございまして、12月議会で指定管理者の指定の議決を受けて、令和6年4月1日から管理運営が行えるように準備していきたいと考えております。障がい福祉課所管分、以上でございます。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枡谷です。それでは生活福祉課の所管に係る9月補 正予算について御説明いたします。再度事業別概要書のほうに戻っていただきまして、これに よりまして説明をさせていただきます。事業別概要書32ページの下段をお開きください。低所 得者等への光熱費助成事業費(生活保護受給世帯分)でございます。エネルギー価格の高騰で すとか物価の高騰対策、こちらにつきましては今年度の当初予算、また、6月補正予算におき まして、3か月分1万7,000円の光熱費助成をお認めいただきまして、それぞれ4月と7月に 生活保護世帯等に対しまして支援を行ってきたところでございます。このたび再度、鳥取県のほうで 10 月~3 月までの6 か月分ですね、これの光熱費、電気料金になりますが、改めて試算をされまして 1 世帯当たり 1 万 5,000 円を上限とした市町村向けの補助制度の創設と、このような情報がありましたので本市としましてもこの制度を活用しまして、光熱費の一部を助成することによりまして、生活保護世帯等の生活への影響を緩和したいと考えておるところでございます。

事業の内容としましては、生活福祉課所管分としましては施設入所または入院している単身世帯などを除きまして、生活保護世帯 1,980 世帯に対しまして 1 世帯当たり 1 万 5,000 円の助成を行おうとするものでございます。事業費としましては助成額の 2,970 万円、こちらに封筒代、郵送料、振込手数料を合わせまして 3,012 万円をお願いしたいと考えております。財源としましては助成額、これの 2 分の 1、1,485 万円、こちらは県の補助金の活用を見込んでおりまして、また、併せて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,221 万 6,000 円を活用する予定でございます。

続きまして事業別概要書 33 ページ上段を御覧ください。生活保護事務費でございます。こちらは前回の委員会でも少し御説明をさせていただきました。国が実地します被保護者調査、年1回の基礎調査と個別調査に加えまして、毎月の月別調査があるものでございますが、作業としましては生活保護システムから統計データを抽出し、厚生労働省が管理するシステムに登録するという作業を行っております。このたび、来年度からになりますが月別調査3項目、年次調査1項目が追加修正されるということで、生活保護システムの改修が必要となりますので、このシステム改修費を計上しております。事業費としましては157万9,000円、財源としましては事業費の2分の1、78万9,000円は国の補補助金を活用する予定でございます。また、併せまして医療扶助のオンライン資格確認につきまして、当初予算で必要予算をお認めいただきまして、現在作業を進めておるところでございますが、当初はパソコン1台と関連機器の導入及びセットアップ業務を事業者のほうに委託する予定で予算を組んでおりましたが、このセットアップの手順につきまして、国のほうから詳細の手順書が示され、一般の職員でも対応が可能となりました。ということから委託費から備品購入費、通信運搬費等への予算の組替えを行いまして専用端末及び関連機器を購入した上で作業を進めたいと考えておるところでございます。

なお、この医療扶助のオンライン資格関係につきましては、予算の組替えとなりますので増 額をお願いする予算はございません。生活福祉課の説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

〇池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課の池上です。私のほうからは小児医療費無償化に伴う受給資格証更新事務の経費について御説明をいたします。事業別概要は33ページ下段を御覧ください。小児特別医療助成制度は昭和48年から開始しておりまして、順次対象者等について拡大をしてきたところであります。現在、子ども、これは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの医療費は患者が医療機関の窓口で負担する金額を一律に通院の場合1日530円で月が4回まで、入院は医療機関ごとに1日1,200円としております。この窓口負

担の全額を県と市町村が助成をしまして、令和6年4月からの小児医療費無償化に向けて全県下で準備を進めているところであります。このため、受給資格証の印刷、輸送に要する経費、また、対象者約2万8,000人への周知やシステム改修経費を要求させていただくものです。なお、本事業の財源ですが、県と市で2分の1ずつ負担することとしておりまして、補正予算額は524万3,000円、内訳としまして、県が262万1,000円、一般財源が262万2,000円です。一般会計の説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました、本日の委員会では説明のみとなっておりますが、 委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございませんか。よろしいですか。

議案第108号令和5年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)(説明)

- ◆星見健蔵委員長 それでは引き続きまして議案第 108 号令和 5 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第 1 号)について説明をお願いいたします。
- ◆星見健蔵委員長 池上次長。
- 〇池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課の池上です。それでは国民健康保険特別会計、 事業別概要は99ページ上段を御覧ください。これは法改正によりまして令和6年1月から国民 健康保険の被保険者の産前産後期間4か月間、多胎妊娠出産の場合は6か月間となりますが、 この保険料を免除する制度が創設されることとなりまして、システム改修に係る経費を要求さ せていただくものです。なお、本事業の財源は特別調整交付金で全額負担されることとなって おりまして、補正予算額612万7,000円、これは全額県補助金です。

続いて同じページの下段を御覧ください。これは佐治診療所の胃カメラを購入するため、令和3年度に概算払いを受けた鳥取県医療施設等設備整備費補助金の627万円に対しまして、令和4年実績が625万9,000円だったため、差額の1万1,000円を返還するものです。なお、この財源は前年度繰越金を充てることとしております。説明は以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第 109 号令和 5 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第 1 号)(説明)

- ◆星見健蔵委員長 それでは続きまして議案第 109 号令和 5 年度鳥取市介護保険費特別会計補正 予算(第 1 号)について執行部説明をお願いいたします。
- ◆星見健蔵委員長 橋本次長。
- ○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。長寿社会課橋本です。そうしましたら議案第109号令和5年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第1号)の説明をさせていただきます。事業別概要書は100ページ、それから本日お配りの資料1の一番最後のページ24ページで説明をさせていただきます。まず、事業別概要書100ページの下段のほうから先に説明をさせていただきます。説明資料、資料1の24ページを御覧いただきたいと思います。一番最後のページになります。過年度分の介護保険料及び国民健康保険料の遡及賦課誤りについてということでございます。こちらの案件につきましては8月21日に各議員の皆様、それから報道関係のほうにも発表させ

ていただいた内容になります。内容としましては平成27年4月に改正された介護保険法及び国民健康保険法によりまして、介護保険料及び国民健康保険料につきましては賦課決定の期間制限として保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においてはすることができないというふうに法律に明記されたところでございますが、この最初の納期という解釈につきまして特別徴収、いわゆる年金からの天引きでございます。その場合は年金保険者が市に納入する最初の期限が5月10日とすべきだったんですけども、そちらのほう、普通徴収の第1期を納期限、介護保険料でいきますと7月の末日、国民健康保険料につきましては6月の末日ということで設定して運用しておったというところでございます。

このため、特別徴収の方の保険料を変更、いわゆる遡及賦課といいますけども、変更できる期間は対象年度の2年後の5月10日までとなりますけども、これを経過した日以降において変更、遡及賦課していたという案件がこのたび判明したということでございます。対象となります保険料につきましては平成29年度~令和4年度に変更した平成27年度分~令和2年度分の保険料が対象となってございます。今年度の令和5年度につきましては事案発覚後でしたので正しく運用をさせていただいているところでございます。対象者及び金額でございます。保険料を過大徴収した人数及び金額につきましては、介護保険料が53人、143万7,148円、それから保険料過大還付した人数及び金額、こちらは介護保険料が59人、169万2,899円、国民健康保険料につきましては4人、15万3,900円となっております。それで、今後の対応でございますけども、保険料を納付済みの過大徴収対象者の方には職権によりまして賦課決定を取消しさせていただきまして、還付手続を開始するお知らせ文書を発送し、速やかに還付手続を行っていきたいというふうに思っております。そのための予算計上でございます。

逆に過大還付対象者につきましては、賦課決定できる期間が法律で2年と定められましたことから保険料の返還を求めない介護保険料、国民健康保険料共に返還を求めないというふうにさせていただきます。再発防止ですけども、今後は法改正の際には複数の職員での作業マニュアルのチェック、それからシステム設定の変更時の必要性などを確認してチェック体制を強化することで再発防止に努めますということになってございます。大変申し訳ございませんでした。

これに関連いたしました予算の説明をさせていただきます。事業別概要書 100 ページの下段でございます。保険料過大徴収してしまった介護保険料の 53 人、143 万 7,148 円につきまして補正をさせていただくというものになります。ページを進んでいただきまして事業別概要の102 ページの上段を御覧ください。保険料還付加算金になります。こちらのほうが先ほどの還付いたします 143 万 7,148 円に対しまして還付加算金ということで、いわゆる利息をつけさせていただくものでございます。こちらのほう積算によりまして 20 万円ちょうどの要求額というふうにさせていただきます。事業別概要書、また、100 ページのほうに返っていただきたいと思います。100 ページの上段の説明に移ります。介護給付費準備基金積立金でございます。こちらにつきましては令和4年度の事業費確定によりまして余剰金について介護給付費準備基金のほうに積み立てるものでございます。2 億 8,896 万 8,000 円を計上させていただいておりま

す。令和4年度末の基金残高につきましては、事業別概要中ほどに記載がございますけども、23億7,496万8,000円となります。令和5年度末の基金残高見込みも記載させていただいております。26億6,400万8,000円ということになってございます。こちらの残高につきましては第9期の保険料算定の際の取崩しがちょっと幾らになるかこれからの検討になりますけども、それらのほうに充てていきたいというふうに考えております。

続きまして 101 ページの上段になります。国庫支出金等過年度分(介護給付費等)でございます。6億7,182万6,000円の計上となります。こちらにつきましては令和4年度の事業費確定に伴いましての国への返還金というふうになります。6億7,182万6,000円、財源につきましては前年度繰越金となります。続きまして 101 ページの下段、国庫支出金等過年度分(地域支援事業等)になります。こちらも同じでございます。令和4年度事業費確定に伴いまして地域支援事業の分につきましての国・県・支払基金への返還金となります。3,619万円というふうになります。続きまして 102 ページの下段のほうになります。一般会計へ繰り出しでございます。こちらも令和4年度の事業費確定に伴う精算でございます。同じく一般会計のほうへ1億54万6,000円を繰り出して返還するというものでございます。長寿社会課分は以上です。引き続きまして中央包括支援センター分の説明に移らせていただきます。

◆星見健蔵委員長 藤木所長。

○藤木尚子鳥取市中央包括支援センター所長 はい。ありがとうございます。では、続きまして事業別概要書 103ページの上段、重層的支援体制整備事業繰出金につきまして御説明させていただきたいと思います。この重層的支援体制整備事業につきましては令和3年の社会福祉法の改正によりまして創設された事業でございます。属性や世代を問わない包括的な支援体制を構築していくということが目的として創設をされたもので、制度を超えた事業の実施ということを求められているところです。この事業につきまして包括支援センターの運営費等が入っておりますので、そちらにつきまして先ほど一般会計のときの話の中で包括支援センターの委託に向けて予算等の変更がありましたので、それに併せてこちらのほうの予算のほうにつきましても変更させていただきたいと思っております。

この事業の交付金につきましてが、一括交付ということになっておりまして、介護保険の関連事業については介護保険特別会計の中で執行するものとなっているんですけれども、この事業が介護関係事業も含めて全体を一般会計のほうで執行するという仕組みになっております。そのため、地域包括支援センター運営実施分につきまして、一般会計のほうに繰り出しということで計上をしております。それぞれ介護保険料の部分について繰り出しということでさせていただいておりますので、金額的には114万3,000円を繰出金として計上をさせていただいております。

続きまして 103 ページ下段の介護予防ケアマネジメント事業費でございます。こちらにつきましても包括支援センター委託に伴いまして、介護予防ケアマネジメントというのが包括支援センターで実施する総合事業の1つとなっております。事業の目的及び効果のところに記載があるんですけれども、要支援認定を受けた人及び基本チェックリストで介護予防・生活支援サービス事業対象者と該当した方へプランを作成するということがありますので、そちらの収入

の部分が減りますので 45 万 6,000 円、それから包括支援センターの運営委託費ということで、こちらのほうは増額で 336 万 5,000 円を計上させていただいております。併せてこの介護予防ケアマネジメントということで出向職員の負担金も上げておりましたので、こちらにつきましても 525 万円を減額ということでトータルが 234 万 1,000 円の減額ということで計上をさせていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第 118 号鳥取市特別医療費助成条例の一部改正について(説明)

- ◆星見健蔵委員長 それでは続きまして議案第 118 号鳥取市特別医療費助成条例の一部改正について執行部説明をお願いします。池上次長。
- ○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課の池上です。鳥取市特別医療費助成条例の一部改正について御説明をいたします。資料は附議案の9ページと本日お配りしております資料2の2ページ~4ページを御覧ください。この条例改正は全ての子どもが安心して必要な医療を受けられるよう、また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。昭和48年の制度創設からこれまで順次拡大してきた小児特別医療費助成について令和5年5月18日開催の県市町村行政懇談会で意見交換がなされ、令和6年4月から県内の全市町村で無償化の実施に取り組む方向で調整をされました。
 - 6月の鳥取県議会で条例改正や準備経費に関する補正予算が可決しており、本市においても 先ほど御説明をさせていただきました補正予算要求と条例の一部改正を行うものです。改正す る内容としましては、子ども、これは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療費に 対する助成額を本人が負担することとなる費用の全額に引き上げること、また、その他所要の 整備を行うものです。説明は以上です。
- ◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。坂根委員。
- ◆坂根政代委員 説明ありがとうございました。改正内容の(1)子どもという表現があります。 条例のほうは児童となっておりますけれど、この違いは何でしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 池上次長。
- **〇池上朱美次長兼保険年金課長** はい。条例のほうは確かに児童、おっしゃるように県条例にも 併せておりまして、児童という表現にしております。それで、私のほうがちょっと御説明する のに子どもという表現を使わせていただいたというところでございます。
- ◆星見健蔵委員長 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。同じだということですね。
- ◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。

その他報告

第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について

- ◆星見健蔵委員長 それではその他の報告に入ります。第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者 福祉計画の策定についての説明をお願いします。橋本次長。
- ○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。長寿社会課橋本です。先ほどの資料2のほうの5ページ6ページになります。第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について報告をさせていただきます。介護保険事業計画・高齢者福祉計画につきましては、3年間を1期として計画を策定し運営しておるところでございます。現在が令和3年度~5年度の第8期ということになりますけども、来年度、令和6年度~令和8年度の3年間が第9期の計画期間というふうになります。いよいよこの第9期の間に、いわゆる2025年問題と言われておりました団塊の世代がおおむね75歳以上になるという年がやってまいります。さらには2040年問題と現在は言われております、2025年からプラスすることの15年ということですので、いわゆる団塊の世代の人口グラフの山になっているところが90歳以上となるということでございます。いわゆる90歳となりますと、医療も介護の需要も非常に大きくなりまして、平均寿命をおおむね迎えるであろうというような年に突入していくということでございます。

この第9期の計画におきましては、もう2040年を見据えて地域の高齢者等がその能力に応じて自立した日常生活を営み、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指すというふうに考えております。計画の策定体制等でございますけども、現在、鳥取市介護保険等推進委員会を開催、既に2回開催しております。10月以降第3回、第4回とさせていただきまして、12月には市民政策コメント、年が明けまして、1月には鳥取市の社会福祉審議会、それで3月には介護保険条例改正というふうな流れになってございます。

資料めくっていただきまして6ページでございます。この計画におきまして、いわゆる3年間の介護保険料について算出することとなってございます。概要というか、流れを資料において説明をさせていただいております。まずは、人口であるとか、要介護認定者数を推計いたします。それに応じまして、いわゆる介護保険施設や居住系、入所系のサービスの整備計画を定めることになっております。そうしまして、整備計画を加味しましたこの3か年間の介護保険サービスの利用見込量の推計をさせていただきまして、サービス全体の給付の費用がどの程度になるか推計をします。その中から先ほども介護特会のほうの説明でもございました介護給付費の基金がございます。そちらのほうからの取崩し額を決めまして、所要の3か年間の費用から基金取崩し分を引いたところを割戻しまして、それぞれ住民の皆様に御負担いただく介護保険料の基準額を算出するというふうな流れになってございます。

現在、第8期におきましては、国のほうでは9段階で介護保険料算出してございますが、鳥取市のほうは独自に12段階ということで、保険料を決定させていただいております。現在、国のほうにおきましても、いわゆる被保険者の負担につきましても議論が行われているところで、この国の基準の9段階についても今見直しを含めて検討が進められているところでございます。次回の12月議会ではその辺の詳細もまた報告できるかと思っております。現段階での計画策定のスケジュールについての説明となります。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。それでは委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。坂根委員。

- ◆坂根政代委員 坂根です。スケジュールのところで質問をしたいと思います。まず、この計画を決定する機関というのはどの機関になるんでしょうか。もう1つは同じように、例えば、私たちの福祉保健委員会への説明というのは、いつになるんでしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 橋本次長。
- ○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。計画の決定につきましては、スケジュールの1月のところにございます鳥取市の社会福祉審議会になります。それから議会、福祉保健委員会への報告ということにつきましては、12月議会におきましても途中経過の報告、それから2月定例会におきましては保険料が決まりますので、介護保険条例の改正の議案も出させていただく予定となっておりますし、併せまして計画概要についても説明をしたいというふうに考えております。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 よろしいですか。
- ◆坂根政代委員 はい。分かりました。
- ◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。
- **◆星見健蔵委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 この間国のほうも9期の介護保険事業計画について、例えば、ヤングケアラー の問題だとか、加えないといけないというような意見を出していますが、基本的な考え方の中 に具体的には書いてないんですが、そこら辺は入ってくるのかということと、まず、はい。
- ◆星見健蔵委員長 橋本次長。
- ○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。ヤングケアラー等の施策についての計画の中での記載があるかというようなことだと思います。ヤングケアラーにかかわらず、介護保険単体の事業計画ですけども、いわゆる地域共生社会を目指すという全体の中で当然施策として現在も重層的支援体制整備事業とかも行っているとこでございますので、それぞれの施策、ヤングケアラーもそうですし、孤独・孤立の問題もそうですし、経済的困窮者の問題、それから介護保険にかかわらず、当然世帯で考えますと障がいであるとか、一人親家庭だとか、そういう問題も様々出てくると思います。それぞれの施策とも横の連携をしっかりしながら取り組んでいくというような内容は盛り込んでいこうというふうに考えております。以上です。
- **◆星見健蔵委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。その辺はよろしくお願いしたいと思います。併せて保険料の問題については住民の皆さんから介護保険料高いということを再三言われてきております。20 何億の基金を有効に使っていただいて、市民の声に応えていただけるよう御審議よろしくお願いしたいと思います。
- ◆星見健蔵委員長 橋本次長。
- ○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。保険料、基金についてのお話でございました。先ほどの特会の予算でも説明させていただきました。令和4年度の事業実績におきましても、ほぼ3億近いようなものが基金に積み増しということになってございます。この第8期の本年度、令和5年度につきましても取崩しでなく多分積み増しのほうになるんだろうなというふうには個人的には予想しているとこでございます。しっかり第9期の計画の見込量算出の中で基金を有効

活用して保険料がちょっと上がるのか下がるのか、ちょっとまだ分からないんですけども、住 民さんの負担がなるべく軽減できるよう考えていきたいというふうに考えております。以上で す。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。

鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画の策定 について(説明)

- ◆星見健蔵委員長 それでは続きまして鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画・第 3期鳥取市障がい児福祉計画の策定について説明をお願いいたします。田川課長。
- ○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。資料2の7ページからお願いいたします。鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画の策定についてでございます。これも先ほどの長寿社会課と同様に現在の状況と今後のスケジュールを中心に御報告をさせていただこうと思います。鳥取市障がい者計画につきましては、これは障がいのある人のための施策に関する基本的な計画ということで、9年ごとに策定しているものでございます。また、鳥取市障がい福祉計画、あと、鳥取市障がい児福祉計画につきましては、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の成果目標でありますとか、提供体制の確保策を定める計画として実施計画の位置づけでございますが、3年ごとに策定しているものでございます。これら3つの計画につきまして、令和6年度からの計画を策定する同時改定の年に今年度当たっておりまして、事前に令和4年度に実施いたしましたニーズ調査の結果を踏まえつつ、今年度中に国の障がい者福祉計画、もう既に定められてございますが、こういったものや同じく国の定める基本指針、こういったものに則して改定作業を現在進めているとこでございます。

四角の中でございますが、大まかな内容といたしましては、鳥取市障がい者計画につきましては、基本方針としてここに上げておりますような9つの項目について定めていく形を考えております。先ほどお話のありましたヤングケアラーなどについては1番の生活支援などで盛り込んでいくような予定としております。また、横断的に地域共生でありますとか、差別禁止、また、障がい者の自己決定のこと、SDGsなどの考えも反映させていきたいと考えております。

また、第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画につきましては、成果目標としてこちら7つの項目について定めていくことを予定しております。併せまして障がい福祉サービスまた障がい児通所支援等の見込量でありますとか、それに対する確保方策ということも定めていくこととなります。四角の下のところです。計画の期間といたしましては、次に定める計画は鳥取市障がい者計画が令和6年度~令和14年度までの9年間、鳥取市障がい福祉計画と鳥取市障がい児福祉計画につきましては、令和6年度~令和8年度までの3年間ということで9年間の中の3年間、現状に則すように見直しを適宜行っていくというようなことを考えております。次に2番の計画の策定体制等ということでございまして、計画案の策定に当たりましては、当事者の団体の代表者でありますとか、関係団体、有識者、公募委員等により

ます鳥取市障がい者計画等策定委員会を組織しておりまして、これまで2回開催して内容を検討いただいているとこでございます。こちらの委員会で計画原案を作成し、その後社会福祉審議会で意見を伺って市のほうで定めていくというような流れになってきます。また、3番のところです。今後のスケジュールでございます。9月~10月ぐらいまでにかけまして、各当事者団体からの意見聴取を予定しております。また、第3回の計画策定委員会を10月31日ということで、これはもう日にちを設定しておりますが、行う予定です。場合によりましては11月もこの委員会開催することになるかと思いますが、こちらのほうで素案をまとめていくというような形になります。

この素案につきまして、12月の議会におきまして、福祉保健委員会についてもこちらでは今度は中身について御報告をさせていただくこととしております。併せて市民政策コメントを行っていくっていうことを予定し、1月にそれらを踏まえて再度計画策定委員会を開催し、計画案をまとめ、社会福祉審議会の意見を聞いて策定するということになってきます。障害者基本法第11条第8項の規定によりまして、策定後に市議会への報告ということの規定がございますので、正式な市議会への報告というのはこの2月議会、計画策定した案を報告して、併せて公表というような流れを考えております。以上でございます。

- ◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。本件につきまして委員の皆様から質疑、御意見 等ございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 分からないので教えていただきたいんですが、各団体からの意見聴収っていう ふうになっているんですが、どういう団体なのかっていうのは、もっと自分たちにも、自分た ちの意見も聞いてほしいというようなところはないのかというようなことを2つ。
- **◆星見健蔵委員長** 田川課長。
- ○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課の田川でございます。どのような団体にというところについては、例えば身体障害者福祉協会、知的障がい者に関する手をつなぐ育成会、保護者の団体ですね。でありますとか、精神障がい者の家族会、あとは肢体不自由児の保護者の会でありますとか、そういったこちらで確認できるような団体については意見ということであらかじめ伺っていこうかなと思いますし、一般の皆様につきましても計画案を、広くパブリックコメントといいますか、市民政策コメントを行うこととしておりまして、ここでしっかり意見を広報もして、伺ってできる限り反映させていきたいと考えております。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

精神障害者保健福祉手帳情報の紐づけ誤りについて

- ◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして、精神障害者保健福祉手帳情報の紐づけ誤りについて、 執行部より説明をお願いします。田川課長。
- ○田川新一障がい福祉課長 はい。続けてお願いいたします。障がい福祉課の田川でございます。 御覧いただくのは同じ資料2の8ページのほう、お願いいたします。 精神障害者保健福祉手帳情報の紐づけ誤りについてということでございます。 これにつきましては、また新たに紐づけ誤りが発生したというものではございませんで、先立って7月28日に議員の皆様とか、報道資

料提供をした分のちょっと遅れての御報告になりますが、改めて御報告をさせていただくものでございます。このたびの紐づけ誤りにつきましては、皆様に多大な御心配、御迷惑をおかけしましたこと、この場をお借りしておわび申し上げます。

内容についてでございますが、まず、最初の経緯についてでございます。これは令和5年の6月29日、市民の方からマイナポータルに自分のものではないと思われる精神障害者手帳の情報があるというお問い合わせがあったことを契機として、6月30日17時から、マイナポータルへの情報連携を停止して調査点検を行いました。今回御報告させていただくのは、その調査の結果についてということになります。

1番の紐づけ誤りの人数でございます。今回の紐づけ誤りの原因といたしましては、後で詳しく御説明申し上げます手帳番号の重複によるものでございましたが、紐づけ誤りの人数といたしましては 485 人でございました。これは東部 4 町を含めた数でございまして、鳥取市の方に限っては 409 人ということになります。また、現在は手帳をお持ちでなく、過去に手帳をお持ちであった方というのもここに関わっておられて、それも含めた数となってございます。

次に2番、紐づけ誤りの原因及び内容についてでございます。まず、背景について少し説明 をさせていただきたいと思いますけれども、鳥取市では平成30年4月の中核市移行時から、本 市と県東部4町の精神障害者手帳の交付事務を鳥取県から移管を受けて行っておりますが、そ れ以前に鳥取県が発行していた精神障害者手帳をお持ちの場合、すぐに鳥取市発行の手帳に切 り替えるということではなくて、記載内容に変更がなく、有効期限の更新欄、これは2年ごと に有効期限が切れるんですけども、それ5回分書くような欄があるんですが、そういったこと に余裕がある場合は、そのままお使いいただいているところでございます。したがって、本市 と県東部4町におきましては、鳥取市発行の手帳の所持者っていうのと、鳥取県発行の手帳の 所持者っていうのが現在でも存在しているというような状況になります。こうした鳥取市、鳥 取県という手帳発行者の情報は手帳発行の実務におきましても、手帳システムの入力とか管理 におきましても、明確に区別していたところでございますが、今回の紐づけ誤りにおきまして は、情報連携のシステム上で手帳情報と本人を紐づける際に、例えば鳥取市発行の100番のA さんの手帳と鳥取県発行の100番のBさんの手帳というような番号が同じというような手帳が あった場合に、情報連携のシステムの中ではこの鳥取市発行と、鳥取県発行と、そういうこと を識別する仕様になっておらず、手帳番号がただ同じということでこのAさんの手帳の分もB さんの手帳の分も、同じ精神障害者手帳ということで紐づけが混同して行われてしまいまして、 このAさん、Bさん、2人のうち直近に手帳更新等のあった方といった一方のほうに手帳の交 付履歴が2人分まとめて表示されて、もう一方のほうには何も表示されないというような事象 が発生していたものになります。端的に申し上げますと今回の紐づけ誤りはこうした手帳情報 と個人を紐づける情報連携のシステム上の設定の不備が原因で生じたものとなります。

次に3番のところでございます。紐づけ誤りの影響等というところでございます。そもそもマイナポータルに表示される精神障害者手帳の情報というのはどういったものかと申しますと、手帳の番号、交付年月日、返還年月日等々ここに書いてございます内容でございまして、日付などが中心でありまして個人番号でありますとか、氏名、生年月日など個人が特定されるよう

な情報が流出したとか、外部に出たというものではありません。また、紐づけ誤りのあった精神障害者手帳情報がどれだけの人の目に触れたかという点につきましては、これは制度開始当初からこの令和5年6月30日の、先ほど申し上げた情報連携の停止時点までにおきまして行政機関における情報閲覧はゼロ件、また、個人によるマイナポータルの閲覧は2件、これは6月29日に市役所のほうに申出のあった方を含めてでございますが、こういった状況でした。なお、個人情報はないものの、この手帳情報を閲覧されたという形になった2名の方につきましては、これは個人情報保護法に基づきまして個別に状況説明とおわびの文章を発送しております。

次に9ページのほうに続きますが、4番のところです。再発防止策及び情報連携の再開についてということです。今回紐づけ誤りのあった精神障害者手帳の情報は全て特定しまして紐づけを修正済みでございます。また、紐づけ誤りの原因となった情報連携のシステムの設定につきましても、今回紐づけ誤りとは関係なかったものも含めて全てのこの手帳情報につきまして手帳番号のみの連携がもともと原因だったので、そういったものから手帳の発行者の情報と手帳の番号とその両方を使用した連携に変更して、今回起こったような紐づけ誤り同様の事態が起こり得ないような再発防止を行っております。また、精神障害者手帳のマイナポータルの情報連携につきましては8月1日から再開し、現在は皆さんにマイナポータルを御覧いただける状況に戻しています。

5番のところでその他でございます。身体障害者手帳と療育手帳、障害者手帳にはこの2つがまだあるんですけども、これらにつきましてはシステムの仕様が異なっておりまして、これは最初から発行者番号と手帳番号の両方を使用した連携を行っておりますので、同様の紐づけ誤りは確認されておりません。また、最後に本日も報道がなされていましたけれども、総点検についてでございますが、今回紐づけ誤りのあった精神障害者手帳だけでなく身体障害者手帳、療育手帳も含めた障害者手帳事務全体につきましては国から全国の手帳交付自治体に対し紐づけの総点検が求められているところでございます。点検方法につきましても近日中に厚生労働省から具体的に示される予定ですが、それに従いまして厚生労働省や県とも連絡を取り合いながら点検を行っていくこととなります。基本的には手帳システムの情報と住基の情報を機械的に突合して確認するというような方法を想定しておりまして、現在は同じシステムを使う県でありますとか、システムの保守業者と調整を進めているところでございます。

また、本市におきましては7月26日に鳥取市マイナンバー情報総点検本部を設置しておりまして、全庁体制でこの総点検問題に取り組むような体制を取っているところでございます。システムの所管部署でありますとか、マイナンバーの所管部署など、庁内各関係課でも連携を密にして引き続きマイナンバー情報の総点検にしっかり取り組んでいきたいと考えております。なお、スケジュールにつきましては11月末までということで国が点検の期限を示していますので、そこを取りあえずは目指して作業していくことになろうかと考えております。報告は以上でございます。

- ◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。委員の皆様で本件について質疑、御意見等ございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 新聞報道があったときに、精神科の先生が非常にデリケートな問題だから他人

に自分の情報が見られるっていうことで不安になられるということを言われました。それで、 課長に実際情報提供を求められたというか、電話で相談があったりというようなことがあった のかということをお聞きして10件あったというふうに聞きました。やっぱり数の多さと、中身 が分かりませんから、みんな不安になられたということかなというふうに思いますが、この10 件の方へ、不安払拭のための丁寧な対応をしていただいたんだと思うんですけど、電話での対 応あるいは来訪、そこら辺での訴えやらその対応の中身、それとこの485件の方に情報提供す るのがいいのかどうかというのは、私もそれが適当だとは思いませんが、情報提供っていうか、 個人情報が漏えいしたという事実ということでこの2件の方に対してどういうふうに対応され たのか、この2つを教えてください。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

〇田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。まず、市のほうにお問い合 わせがあった方への対応等についてでございますが、十数件ということでちょっと 10 件よりち ょっと超えるぐらいでしたけども、支所のほうでありますとか、本庁のほうにもお越しになら れたり電話であったりということでお話がありました。これ、こういうお話があった時点は途 中の報道の段階で数百件というような報道が出たときに、こちらがそれは数百件というのは発 表した詳しい内容でもなかったので、漠然としたそういった情報をお聞きになられての不安で ということでかけてこられた方が多かったんですけども、内容としましては障害者手帳の情報 がというようなことであったけども、自分は身体障害者手帳を持っているけど、大丈夫だろう かとかいうのが多かったんですけども、身体障害者手帳は今回大丈夫ですとかいうことで申し 上げたら安心して帰られたりとかいうことであったり、精神障害者手帳をお持ちの方からのお 問い合わせもありましたが、自分の情報を誰かに見られたりと、自分が手帳を持っているとい うことを見られたりしてないだろうかというような内容がありましたけども、そういった内容 につきましてもお名前とか、住所とかそういったものが出たものではありません。個人の特定 されるような情報ではありません。日付とかそういったことですということを伝えたら、よか ったですということで、問い合わせされた方は説明することで納得されて帰られてという方が ほとんどだったと思います。

あと、その2件についてですね、最初は国の個人情報保護委員会のほうにも100件を超えるような情報漏えいの恐れがあるということで最初は報告をしたわけでございますけども、実際に漏えいという形になったのは、その国の個人情報保護委員会の認定でも2件というようなことでその2件についても同じようにその名前が出たりとかいう形ではない、やはり手帳の交付の日にちであったり、等級がっていうだけであったので、個人が特定される情報ではなかったんですが、この2件の方については国の法律の中でも通知をするということが必要な事項として定められておりますので、そういった国の指示にも従いながら、この2名の方には個別に通知をして状況の報告と御心配いただく内容ではないです。申し訳ありませんけども、御心配いただかないようにというようなことで出させていただきました。これは報道資料提供と同時にっていう形になります。この485件についても、もう最終的に人数が確定したのがもうほんとに最終の段階で手帳番号の重複ということで最初の段階である程度当たりはつけられたのです

けども、実際にもう手帳をお持ちでなかったりだとか、マイナポータルに情報が載るのが有効期限から5年間というふうなところで、今は持っていない方でも掲載されるような場合もあったり、手帳番号を過去に重複していたんだけども、閲覧期限が過ぎてもう掲載されていなかったりだとか、そういった細かいところの情報を確認でやはり時間を要してちょっと早い段階で個別にお伝えするというようなことができなかったんですけども、報道機関を通じてお知らせさせていただいたというような形になります。以上でございます。

- **◆星見健蔵委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 国の個人情報保護委員会でもやっぱりこの2件が情報漏えいだという扱いだということをやっぱりしっかり受け止めないといけないというふうに思いますし、システムの問題だっていうことで情報が集まれば集まるほどやっぱり漏えいの危険は高まるということだと思います。直接業務をされたわけではないと、そのシステムを作られているところの問題かと思うんですけれども、でも、やっぱり管理運営していく立場ですので、そこはしっかりお願いしたいと思いますし、さらにこれから11月末までもう一度身障手帳や何かの点検のし直しっていうことになるので、御苦労さまですと言いたいと思います。

ほんとにこういうマイナンバーに関わる情報の紐づけですので、これまで再三情報が集まるということはいろんな危険が出てくるんだということを言ってきましたが、だけど、現場におられる皆さんはほんとに大変な思いを、今、させられているということも労をねぎらいたいと思いますが、やっぱりこういうことを進めるから起きてくる問題なんだというふうに私は思っております。

- ◆星見健蔵委員長 はい、よろしいですか。そのほか。
- ◆坂根政代委員 意見ですけど、よろしいでしょうか。
- **◆星見健蔵委員長** 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 今日は字句等のことということだったんで、その場ではちょっと発言しなかったんですけれど、ぜひちょっと地域共生社会推進事業というところについては、少しお話をさせていただきたいと思って時間いただきました。
- ◆星見健蔵委員長 ちょっと待ってください。
- ◆坂根政代委員 はい。
- ◆星見健蔵委員長 この先ほどの報告、説明、先ほどの説明ですね。
- ◆坂根政代委員 はい。
- ◆星見健蔵委員長 精神障害者保険手帳の紐づけ誤りについて、この件について皆さんのほうは よろしいですか。それでは・・・・・・。
- ◆玉木裕一委員 その件について、ちょっと一言。
- ◆星見健蔵委員長 はい。
- ◆玉木裕一委員 いいですか。今、岩永委員が言われたんですけれども、やっぱりこれからデジタル化とかDXを進めていくに当たって、こういったマイナンバーのこととか、マイナポータルというのは私としては必要だと思っているんです、きっちり進めていくことは。そういうことに踏まえても、このシステムというのはこれ、RPAとかそういったことも考えながら誤入

力とかそういったことがないようにしっかりとシステム構築と監視っていうことをされたほうがいいと思うんですけども、そういうことは考えられているんでしょうか。RPA、そのロボティックプロセスオートメーションを進めていくみたいなところは考えられていますか。

- ◆星見健蔵委員長 田川課長。
- ○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。この障害者手帳に関してにつきましては、これは県のほうと同じシステムを使っていてということでちょっと特殊なものになりますので、市独自でRPAとかそういった活用をということは今のところ考えておりませんで、今のシステムを今回生じたようなミスが生じないようにということで不備があれば改修をしてとかいうことで、こういったことが二度と起こらないようにということで対応していくようなところで今のところは考えております。おっしゃられた、御提案いただいたRPA等につきましても利用等でもそういった方策もということで考えはしておりますが、今後の検討課題とさせていただけたらと思います。
- ◆玉木裕一委員 はい。ありがとうございます。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか、この件につきましては。それではそのほか委員 の皆様から何かございますか。坂根委員。
- ◆坂根政代委員 すみません。時間が押しているところ申し訳ありません。地域共生社会推進事業について、少しだけお話させていただきたいと思います。この事業自身が駄目だというわけではなくて、庶務事業のほう、諸種事業と言うんでしょうか、諸種事務のほうでぜひ入れていただきたいなと思うことがあります。それは何かと申しますと、こういう推進事業、地域共生社会推進事業って様々似たような会がたくさんあります。例えば地域における支え合い推進事業があったりとか、孤独・孤立のプラットフォーム推進事業があったりだとか、もう中身はすごく重なる部分がたくさんあるんですね。ですから、この諸種事務の中にぜひそういう、鳥取市全体としてのこの推進ですから、そういう様々なこの推進事業をやっている組織的な整理や連携性、これの確認と、あと、窓口を明確にするということも、ぜひ、任務性として入れていただきたいなということを要望しておきます。市民にとってはとっても分かりにくいという、今、感じがしておりますのでよろしくお願いいたします。
- ◆星見健蔵委員長 要望ということでございますので、ぜひとも検討をいただきたいと思います。 そのほか、よろしいでしょうか。それでは以上を持ちまして福祉部を終了します。福祉部の皆 様大変お疲れさまでした。

【健康こども部】

- ◆星見健蔵委員長 それでは引き続き健康こども部に入ります。議案説明に入りますまでに、橋本健康こども部長より御挨拶をいただきたいと思います。橋本部長。
- ○橋本浩之健康こども部長 はい。失礼します。健康こども部の橋本でございます。よろしくお願いします。健康こども部に関わります今定例会の案件ですが、議案2件でございます。議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算の主な内容といたしましては、低所得の子育て世帯に対する特別給付金といたしまして2,517万1,000円、それから低所得世帯に対する光熱費

助成のための児童扶養手当受給世帯への支援を行う経費といたしまして 2,253 万円、豊実保育所、倉田保育所の新園舎に整備します保育用品等の経費といたしまして 1,762 万 2,000 円など、総額 8,523 万 2,000 円の増額補正を提案させていただいております。また、指定管理施設であります鳥取市白兎保育園及び鳥取市立下味野児童館ほか 11 館につきまして、令和 5 年度で指定管理期間が満了いたしますので、令和 6 年度~令和 10 年度までの指定管理に関わります債務負担の限度額について提案させていただいております。

次に議案第119号の鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、こども家庭庁の設置に伴いまして条例を改めるものでございます。詳細につきましては担当の課長及び所長より説明を申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。よろしくお願いします。

議案第 107 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 4 号) のうち所管に属する部分 (説明)

- ◆星見健蔵委員長 はい、ありがとうございました。それでは議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について執行部より説明お願いします。 小野澤局長。
- 〇小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。令和5年9月議会提案分のこども未来課の所管に係る部分の御説明をさせていただきます。説明につきましては事業別概要書に沿って説明させていただきます。事業別概要書34ページの上段を御覧ください。低所得者等への光熱費助成事業費(児童扶養手当受給世帯分)です。依然としてエネルギー価格や物価高騰が継続しており、低所得者世帯への影響が大きいことから当面の生活を維持するためにこれまで県と協調し、今年度におきましても当初予算、6月補正予算に引き続き緊急的な支援を実施するものです。

対象者として市が生活困窮世帯として認める世帯としており、こちらでは児童扶養手当受給世帯分を計上しております。令和5年10月1日時点での児童扶養手当受給者として1,482世帯、助成経費として県のほうで10月~3月までの6か月分の光熱費、電気料金になりますけども、試算されており1世帯当たり1万5,000円を支給します。予算要求としましては扶助費として2,223万円、郵券料等の事務費として30万円、合計2,253万円を要求させていただいております。なお、財源内訳としましては、扶助費の2分の1に当たる1,111万5,000円が県の原油価格高騰に係る生活困窮世帯支援補助金、市負担分の80%につきまして913万2,000円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。なお、児童扶養手当受給者への支給としておりますので、申請は不要としており、議決後速やかに準備を進める予定としております。

続きまして34ページ下段を御覧ください。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費です。この事業は国において令和5年3月28日に閣議決定され、食費等の物価高騰の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯や子育て世帯に対して特別給付金を支給するものです。本市では4月臨時議会において議決をいただき既に支給を行っています。事業内容としま

しては、低所得の子育で世帯に対して児童1人当たり5万円の特別給付金を支給しています。 概要書に掲載をしておりますが、支給対象のひとり親世帯及び令和4年度その他世帯分給付金 受給者につきましては、既に支給済みとなっております。このたびの補正予算では、令和5年 4月分児童扶養手当受給世帯のうち、令和5年度住民税均等割非課税世帯分が当初の見込みよ り多かったためにこのたび補正要求させていただいております。扶助費としまして該当世帯数 269世帯、支給対象児童数として501人分として2,505万円、郵券料等の事務費として12万1,000 円、合計2,517万1,000円を要求させていただきました。財源としましては全額国費となって おります。なお、議決後対象者にはこちらから通知を行い、申請していただくこととしており ます。こども未来課以上です。

◆星見健蔵委員長 濵田課長。

○濵田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濵田です。幼児保育課所管に係る事業について説明をさせていただきます。事業別概要書 35 ページ上段を御覧ください。豊実保育園・倉田保育園 改築事業費でございます。現在建設中の豊実保育園・倉田保育園の新園舎が今年度中に完成し豊実保育園は令和6年3月、倉田保育園は令和6年2月にそれぞれ新園舎への引っ越しを予定しております。新園舎での保育業務開始に備えるため、新園舎に整備する保育用品、事務用品、調理器具などの購入費用、現園舎の廃棄物処分に係る業務委託費用及び現園舎に設置している防犯カメラなどの移設費用について1,762万2,000円を計上するものでございます。財源は全額一般財源となっております。

続きまして 35 ページ下段を御覧ください。保育環境改善等事業費でございます。現在市内の全ての認可保育施設においては、使用済み紙おむつを園で処分しているところですが、市内の保育施設に対して使用済みおむつの保管用ごみ箱の購入の支援を行うことで、臭いや感染症対策等の衛生面での管理の向上や施設内の保管スペースの確保など、保育環境の改善を図ることを目的としております。事業の内容としましては、市立保育園への使用済みおむつ保管用ごみ箱の購入と私立の保育園、認定こども園、小規模保育事業所を運営する事業者へ使用済みおむつ保管用ごみ箱の購入経費に対して補助を行うものでございます。事業費は 252 万円を計上しております。財源の内訳は 3 分の 1 に当たる 84 万円が国庫補助金、残り 3 分の 2、168 万円が一般財源となっております。

続きまして 36 ページ上段を御覧ください。過年度分国県支出金等返還金でございます。事業の内容としましては、子育で支援センターを対象とした地域子育で支援拠点事業に係る重層的支援体制整備事業交付金の実績による額の確定に伴う令和 4 年度分の国県への返還金として135 万円を計上しております。内訳は国への交付金返還額が67 万5,000 円、同じく県への交付金返還金が67 万5,000 円となっております。

続きまして債務負担行為の概要について2件説明させていただきます。同じく事業別概要書の73ページを御覧ください。指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市白兎保育園の管理運営費でございます。この債務負担行為は平成26年度から社会福祉法人あすなろ会に委託していた白兎保育園の指定管理の期間が今年度末で満了することに伴い、計上するものでございます。最初に当施設の児童数と施設周辺エリアのゼロから4歳児の人口の状況について説

明をさせていただきます。お手元のA4 横長の福祉保健委員会説明資料、こちらのほうを御準備いただけますでしょうか。では、こちらの7ページを御覧ください。まず、この7ページは指定管理を開始した平成26 年度以降の当施設における入園児数の推移でございます。上段のほうの1の年間入園児数の推移におきましては、上から3行目になりますけども、4月1日時点の入園児数、こちらは平成26 年度の98 人に対して令和5年度は64 人となっておりまして34.7%の減となっております。また、下から2行目になります。3月1日時点では平成26年の114人に対しまして令和4年度は71人で37.7%の減となっております。

8ページ目を御覧ください。こちらは平成26年度以降の末恒小学校通学区域町別の各年3月末時点のゼロから4歳児の人口の推移でございます。区域内の合計人口、一番下の欄でございます。こちらは平成26年度の201人に対しまして令和5年度は98人で51.2%の減となっております。このような状況がございます。当施設の民営化につきましては、これまで指定管理による公設民営の形態から民間移管での民営化に至った施設と同様に民間移管での民営化を検討してきたところですが、先ほど説明申し上げました周辺エリアにおける大幅な少子化や児童数の減少、こういったことが起こっている中で、今後の保育事業見込むことが大変難しい状況もあることから、今回は指定管理者制度を継続させていただきたいと考えております。

資料は事業別概要書に戻っていただきまして73ページ御覧ください。債務負担行為の限度額につきましては国の基準公定価格に準じまして定める管理運営に要する経費から施設使用料等の収入を差し引いた額としております。また、期間につきましては令和6年度~10年度の5年間となっております。期間については鳥取市立保育園民営化ガイドラインにおける指定管理期間は原則10年となっており、前回も10年間にしておりましたけども、今回は5年間に変更しております。この期間を5年間とした理由としましては、当該施設周辺エリアの少子化、児童数減少が指定管理開始後の10年間で大幅に進んでおり、今後長期間10年間での状況となると見通しが大変立てづらく、経営面での大きな不安要素となることがございます。また、3年などの短い期間では職員確保、雇用の面での影響が考えられるととともに、経営安定の面からも難しい面があるというところで、以上の点から5年が適当であると判断したものでございます。

また、募集方法につきましても前回の公募から指定に変更しております。この変更の理由としましては、保育園の運営に関しまして、こちら児童、保護者との信頼関係の構築や適切な職員配置による集団保育の実施などが必要となっております。特に、運営主体や保育士が変わることでの児童、保護者の不安という部分が懸念されるところでございます。また、現在の指定管理者である社会福祉法人あすなろ会につきましては、児童、保護者や地域との構築された信頼関係の下、適切な職員配置による安心安全な保育を実践されており、今後も安定的な運営が見込まれることから当該法人に引き続き委託することが最適であると考え、指名による募集とさせていただいたものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、本議会で議決をいただいた後に指名を実施し、12月 議会での議決後に指定及び告示、その後基本協定書の締結を行い、令和6年4月より管理開始 をしていく予定としております。

続きまして64ページを御覧ください。指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市

立下味野児童館ほか11館の管理運営費でございます。この債務負担行為は・・・・・。

- ◆星見健蔵委員長 これ 74 ページじゃないか。
- ○濵田寿之幼児保育課長 すみません。74ページ。失礼いたしました。
- ◆星見健蔵委員長 64 がないだ。
- **○濵田寿之幼児保育課長** はい。よろしいでしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 はい。
- ○濵田寿之幼児保育課長 はい。この債務負担行為は平成31年4月から一般社団法人ともに委託 していた児童館12館の指定管理の期間が今年度末で満了することに伴い、計上するものでござ います。児童館は乳幼児の親子から18歳未満の子どもたちが気軽に立ち寄り交流できる場所と して児童の健全育成活動、子育て支援、ボランティア等の育成や活動支援、地域活動などに取 り組んでいる施設でございます。

債務負担行為の限度額は5億9,716万5,000円、期間は令和6年度~10年度の5年間となっております。指定管理料につきましては、施設の維持管理に関する業務のうち、施設修繕、消防点検、遊具点検、廃棄物収集運搬処分業務を今回から指定管理者に委託することとし、当該業務に要する経費を新たに加えております。今後のスケジュールといたしましては本議会で議決をいただいた後に公募により募集し、候補者の選定を行います。12月議会での議決後に指定及び告示、その後、基本協定書の締結を行い、令和6年4月より管理開始していただく予定としております。幼児保育課の説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭相談センター所長 はい。こども家庭相談センター森田です。事業別概要 36ページ下段、補正予算書 37ページ、ヤングケアラー支援事業費でございます。この事業は 当センター内にヤングケアラーコーディネーターとして会計年度任用職員を2名配置し、ヤングケアラーを疑われる児童に対し、家庭訪問などの実態把握により、医療、介護、障がいなどの関係機関と連携しながら、その児童と家庭の課題に対して必要な支援を実施しているととも に、ヤングケアラーに関する啓発の推進を行っていくもので、本年5月に2人目の職員を採用して業務に当たっているところでございます。

このたびの補正理由につきましては、職員 2名に対する児童相談システム端末 2台設置費用 として 93 万 6,000 円増額計上するものでございます。また、本事業の財源でありますヤングケアラー支援体制強化事業補助金の補助率が 10 分の 10 へ拡充される予定でありましたが、令和 5年 5月に通知されました実施要綱において 3分の 2に確定されたことから財源更正を行いまして 129 万 4,000 円の減額とそれから一般財源を 223 万円増額させていただくものです。こども家庭相談センターからは以上でございます。

◆星見健蔵委員長 平戸所長。

○平戸由美こども発達支援センター所長兼保健医療課参事 はい。こども発達支援センター平戸です。事業別概要の37ページを御覧ください。若草学園管理運営費でございます。事業の概要といたしましては、若草学園は発達支援の必要な幼児の支援施設ということで児童発達支援センターというところになっておりますが、そこの若草学園におきまして、広い園庭を有してい

る中、屋外で使っております大型遊具が老朽化によりまして撤去されたままとなっております。 そのため、このたび新たな大型遊具を設置するということで上げさせていただきました。

真ん中にあります事業の目的効果でございます。毎年遊具の点検を実施している中で、屋外に設置しております大型遊具は劣化、腐食等が進みまして安全確保ができないということで、令和2年に一番大きかった遊具なんですが、3基撤去させていただいて、それ以降、新しい遊具の更新が進んでいない状況でございました。発達支援の必要な子どもたちにとっての遊具は発達を促すというところで非常に必要かつ重要であると思っております。今年度、全国からの募集によります公益財団法人ライフスポーツ財団の子ども活動支援金の申請をさせていただきました結果、1団体当たり一律100万円ということの交付決定をいただいたものですので、その支援金を大型遊具の購入費用に活用したいと考えております。

購入を検討している大型遊具は木製の滑り台ということで1基、それを園庭に設置したいなというふうに思っております。要求額は100万円としまして、財源内訳は全てその財団からの支援金ということを考えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 竹内副所長。

○竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。事業別概要の38ページ上段です。保健所運営費です。保健所運営費の中の衛生総合情報システムの改修費になります。難病患者、小児慢性特定疾病児童等の支援をより一層推進するため、国のほうが制度の見直しを行うことになり、そのためのシステム改修を行うものです。改修の内容ですけども、1つ目として難病患者及び小児慢性特定疾病児童等の福祉・就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、指定難病等に罹患していることを確認し、登録者証を発行する事業が創設されました。そのため、登録者証の対象となる難病患者、小児慢性特定疾病児童等をデータ登録し、登録者証を発行できるようにシステム改修を行うものです。これは令和6年4月1日から運用が開始されます。

2つ目ですけども、難病患者及び小児慢性特定疾病児童への医療費助成開始時期を現行の申請日から、今度は重症化と診断された日に前倒しされることになりました。原則1か月の前倒しになります。その機能をシステムに追加するものでございます。この運用は今度の令和5年10月1日から運用されることになっております。10月1日の運用ですので、運用日から開始できるように、これは既決予算の中で対応させていただこうと、今、考えております。予算額は1,100万円、財源としましては国からの小児慢性特定疾病対策費、それから県からの中核市事務県負担金を充てることにしております。保健総務課以上です。

◆星見健蔵委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課西尾です。事業別概要の38ページ下段を 御覧ください。施設管理費、これは保健センターの管理費となります。このたび補正に計上さ せていただいていますのは気高保健センターの屋根の雨漏り修繕に要する経費となります。気 高保健センターは浜村にあるゆうゆう健康館けたかにあるんですけれども、この建物の屋根、 この屋根には天窓がありまして、この天窓近くの2か所から、7月の大雨で雨漏りをしている ことが分かりました。この修繕につきましては台風の心配もありましたので既決予算の修繕費 で既に取りかからせていただいているところですけれども、この修繕に係る経費分をこのたび 計上させていただいております。補正額は216万7,000円で、財源は全て一般財源となります。

続きまして39ページ上段を御覧ください。出産・子育で応援交付金事業費になります。これは出産・子育で応援給付金事業の事務などに必要な住民情報系の端末を2台購入する経費となります。現在、健康・子育で推進課のほうには住民情報系の端末が窓口や乳幼児検診や相談、訪問事業に利用する端末があるのですれけども、出産・子育で応援給付金関連事務についても現在ある端末を他業務と共用して使用をしているところです。複数の業務で端末を利用しているため、電話での問い合わせであるとか、窓口での対応や事務処理に時間を少し要してしまっておりまして、待ち時間を減らすなど市民サービスの向上と事務の効率化のため、端末を2台増やして対応しようとするものでございます。補正額は93万6,000円で、財源内訳としましては国県の補助金が93万2,000円、残りの4,000円は一般財源となります。それで、この事業につきましては、この補正と合わせまして歳入予算の財源更正を行っておりますので併せて説明をさせていただきたいと思います。

福祉保健委員会のこの横向きの資料の3ページ目をお開きください。下から2段目の衛生費 国庫補助金になります。補正額は4,763万2,000円となっています。このうちの93万1,000円が先ほど説明をさせていただきました増額補正の分になりまして、残りの4,670万1,000円が財源更正となります。この財源更正につきましては6月の委員会の専決処分事項の報告でも御説明をさせていただいておりますけれども、この事業の補助金につきましては、当初県を通じて交付される間接補助の予定だったものが、国から直接市のほうに交付される方式に変更されたため、県補助金から国庫補助金に財源更正するものとなります。

併せまして4ページの1段目を御覧いただけますでしょうか。こちらには県補助金を掲載しております。補正額4,670万円減額のうち、1,000円が増額補正分、残りのマイナス4,670万1,000円が国庫補助金への財源更正となっております。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、 委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。 よろしいですか。

議案第 119 号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(説明)

- ◆星見健蔵委員長 それでは続きまして議案第 119 号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部改正について御説明お願いいたします。濵田課長。
- ○濵田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濵田です。それでは議案 119 号の条例の一部改正について御説明させていただきます。資料は令和 5 年 9 月市議会定例会附議案のほう御準備ください。こちらの 11、12 ページとなります。まず、特定教育・保育施設とは給付費の対象となる保育園、認定こども園、幼稚園のことであります。また、特定地域型保育事業とは給付の対象となる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことでご

ざいます。当該施設等の運営に関する基準を定めております鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めております鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の改正等に伴いまして所要の整備を行うものでございます。

主にはこども家庭庁設置に伴いまして各条例の規定中にございます厚生労働大臣を内閣総理 大臣に改めるものでございます。なお、4月のこども家庭庁の設置から期間が経過しておりま すが、条例改正までの期間において保育施設の運営等に何か影響が生じるというようなことは ないものでございます。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、 委員の皆様で字句の確認等聞き取りにくかった点ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。それではそのほか委員の皆様からよろしいですか。ないようです。昼を若干過ぎてしまいましたけども、以上をもちまして福祉保健委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

午後 12 時 22 分 閉会

令和5年9月定例会 福祉保健委員会

(議案説明、その他の報告)

日 時:令和5年9月7日(木)

午前 10:00~

場 所:本庁舎7階 第1委員会室

福 祉 部 (10:00~)

1 議案【説明】

- ・議案第107号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】
- ·議案第 108 号 令和 5 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第 1 号)
- ·議案第 109 号 令和 5 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算 (第 1 号)
- ・議案第118号 鳥取市特別医療費助成条例の一部改正について

2 その他の報告

- 第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について(長寿社会課)
- ・鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画 の策定について(障がい福祉課)
- 精神障害者保健福祉手帳情報の紐づけ誤りについて (障がい福祉課)

健康こども部 (福祉部終了後)

1 議案【説明】

- ・議案第107号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】
- ・議案第 119 号 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について